

## 条 例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四十二号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の二項を加える。

3 個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第三号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。